

当社の運営

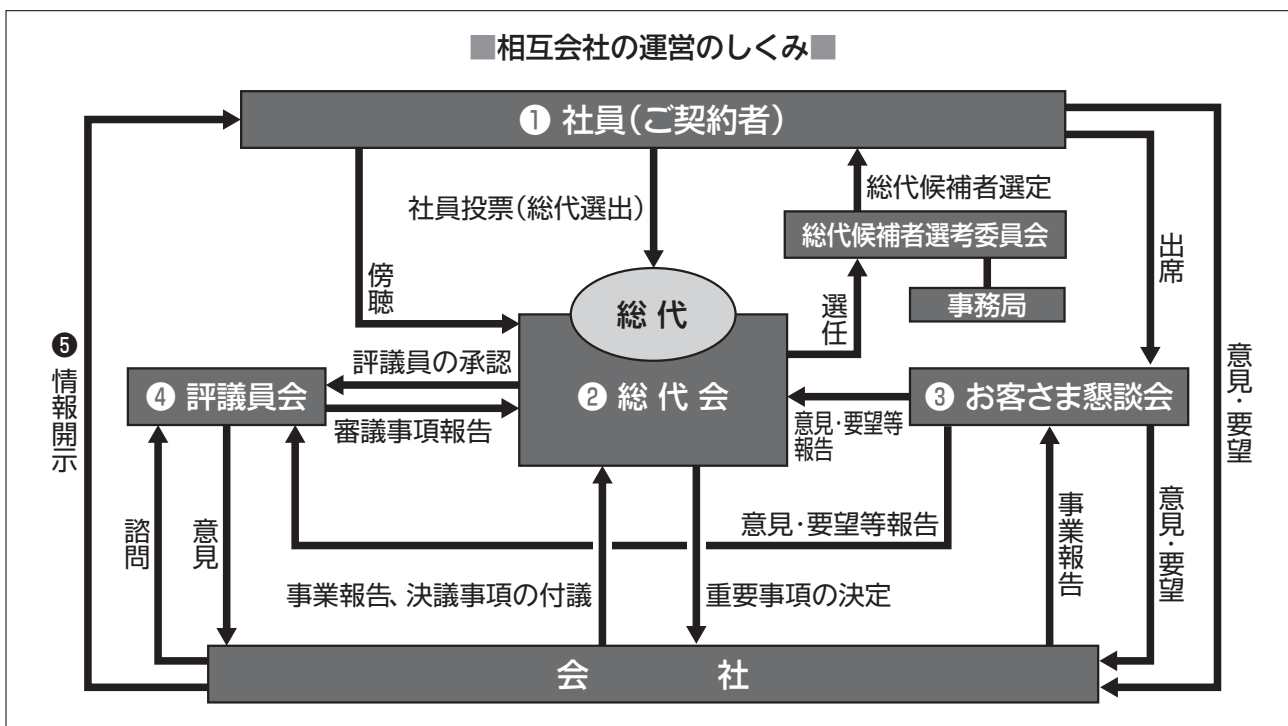
(定款第1章、第3章、第4章、第5章)

ご契約者お一人おひとりが 会社の構成員である社員です。

ご契約者と相互会社との関係

- ◆ 保険会社の会社形態には株式会社と相互会社があり、当社は保険業法に基づいて設立された相互会社です。
- ◆ 相互会社では、ご契約者お一人おひとりが会社の構成員である社員※となります。社員が総代会やお客さま懇談会等を通じ会社運営に参加する保険会社独自の会社形態です。

※ 剰余金の分配のない保険（無配当保険）のみにご加入のご契約者は除きます（定款第8条第1項）



①社員

◆ 保険業法、保険約款ならびに定款等の定めにより、社員には主に右の権利・義務があります。

社員の主な権利

- ・ 保険金等の支払請求権
- ・ 剰余金分配を受ける権利（社員配当金請求権）
- ・ 総代選出にあたっての社員投票権
- ・ 一定数以上の社員による臨時総代会の招集請求権や総代会の議案提案権 等

社員の主な義務

- ・ 保険料の払込義務

当社のホームページもご参照ください。(http://www.meijiyasuda.co.jp/)

② 総代会

- ◆総代会は、社員の代表として社員投票を経て選出された総代で構成され、定数は222名です。
- ◆総代会は株式会社の株主総会に相当するもので、毎年開催され、決算書類の報告や剰余金処分、取締役選任など経営に関する重要な事項の審議と決議を行います。

総代会傍聴制度

- ◇社員のみなさまに当社経営に対するご理解を深めていただくために、総代会を傍聴いただける制度を設けています。
- ◇お申込方法等については、開催日前の一定期間、本社、支社、営業所等の店頭に掲示するとともに、当社ホームページでもご案内しています。

総代会議事録の閲覧

- ◇総代会の議事録は、本社および支社等に備え置いてあり、社員のみなさまは閲覧いただくことができます。また、議事内容および質疑応答の要旨は当社ホームページに掲載しています。

総代の選出

- ◇総代の任期は4年（通算8年を限度）とされています。
- ◇総代の選出にあたっては、社員のみなさまの意見を直接反映させるため社員投票（社員一人おひとりによる投票）の方法を採用しています。
- ◇社員投票にあたっては、総代定数222名のうち、200名については総代候補者選考委員会が会社から独立した機関として、社員の総意を代表するよう幅広い層から総代候補者を選考のうえ推薦し、2年毎に半数を改選します。また、22名については立候補制（総代となることを希望される社員からの立候補を受け付け、総代候補者を選定する制度）により選出される総代で4年毎に改選します。
- ◇選定された候補者に対し社員投票を実施し、総代として選出することに同意しないとする投票数（不信任投票）が、有権者（全社員）の10分の1に満たない場合は、総代に就任することが確定します。

総代報告会

- ◇総代に会社の経営情報を提供するとともに、会社へのご提言等をいただく機会として、原則として毎年12月に総代報告会を開催しています。

③ お客さま懇談会

- ◆ご契約者に当社の事業活動を報告し、ご理解を深めていただくとともに、ご契約者のご意見・ご要望等を直接うかがい、ご契約者の声を経営に反映させることを目的として、お客さま懇談会を全国の支社等で毎年開催しています。
- ◆ご契約者から寄せられた「お客さまの声」は会社経営に反映させています。
- ◆お客さま懇談会へのご出席のお申込方法等は、開催日前の一定期間、支社、営業所等の店頭に掲示してお知らせするとともに、当社ホームページでもご案内しています。詳しくは、お近くの支社、営業所等にお問い合わせください。

④ 評議員会

- ◆会社からの諮問事項や経営上の重要事項および社員からのご意見・ご要望等のうち経営に関する重要事項を審議する機関として評議員会を設置しています。評議員会は年3回開催し、その審議事項は総代会に報告しています。
- ◆評議員は、社員または学識経験者のなかから総代会の承認を経て選出されます。なお、評議員数は定款で20名以内と定められています。

⑤ 情報開示

- ◆会社の経営情報をより多くのお客さまにご覧いただけるよう努めています。
- ◆業界に先駆けて昭和54年から、ディスクロージャー資料を作成しています。保険業法第111条に定める「業務および財産の状況に関する説明書類」として、本社、支社、営業所等に備え置いており、閲覧いただけるようになっています。
- ◆ディスクロージャー資料は当社ホームページ (<http://www.meijiyasuda.co.jp/>) でもご覧いただけます。

相互会社の基金（定款第5条、第6条、第7条、第53条、第56条）

- ◆基金とは、株式会社の資本金に相当する性格を持つ資金で、相互会社における財産的基礎となるものであり、会社清算時には債務の弁済が基金の払戻しに優先されることなどが保険業法に規定されています。
- ◆基金については、平成8年以来これまで追加募集（増額）を行って、自己資本の充実による経営基盤の更なる強化と支払能力（ソルベンシー）の一層の向上を図ってきました。
- ◆なお、当社の基金の総額（基金償却積立金を含む）は、現在5,200億円となっています。